

青保第673号
令和6年9月25日

〔各郡市医師会長
公益社団法人全国自治体病院協議会青森県支部長〕殿

青森県健康医療福祉部保健衛生課長
(公印省略)

季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンの供給等について（依頼）

本県の予防接種行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り感謝申し上げます。さて、このことについて、令和6年9月19付け医政産情企発0919第1号、感予発0919第1号で厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、下記について、貴会会員に対して周知及び協力の要請を行っていただくとともに、医療機関で季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンが不足していることが明らかとなった場合は、当課に対して情報提供して下さるようお願いいたします。

記

- 1 予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）に規定するインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の定期的予防接種の対象者は以下のとおりであり、今年度のワクチン接種に当たり、これらの者への接種の機会が確保できるよう配慮をお願いします。
 - (1) 65歳以上の者
 - (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が困難な程度の障害を有する者
- 2 ワクチンは、製品によっては、同一バイアルで複数回投与できるようにバイアル内に十分な薬液量が充填されています。同一バイアルから複数回の使用が可能とされている製品については、ワクチンの取扱い上の注意等に留意した上で、その効率的な使用に努めてください。

なお、このような製品に関して、既に一部の接種液が吸引されているバイアルを使用する場合は、各ワクチンの添付文書に記載されている使用上の注意に従って適正な使用をお願いします。
- 3 医療機関等がワクチンの予約・注文を行う場合には、今年度のワクチンの供給ペー

ス、昨年度の使用実績を正確に把握した上で、例えば、接種シーズン開始前に、昨年度の使用実績よりも大幅に多い量の納入を求めることや、製品のロットを指定して早期の一括納入を求めること等、必要以上に早期又は多量の納入を求める予約・注文を行うことは厳に慎んでください。

また、ワクチンの予約・注文は、ワクチンの供給ペースを考慮することが望ましく、また、接種希望者から申し込みがあった段階で必要に応じて行うことが望ましいです。

- 4 接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱え、その後返品を行うことは安定供給の妨げになるため、医療機関等においては、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないようお願いいたします。

担当：青森県健康医療福祉部

保健衛生課 感染症対策グループ 間山

TEL 017-734-9141 / FAX 017-734-8047